

令和5年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
農政課	手と手がつながり、「琵琶湖システム」次世代創出業務委託	「琵琶湖システム」への多様な担い手の確保	令和5年4月20日 ~ 令和6年3月25日	株式会社リクルート	6,443,800	農業・漁業生産者と飲食事業者・宿泊事業者をつなぎ、消費者の「琵琶湖システム」に関する認知・関心を高められるような商品開発や情報発信を行うことを業務内容としており、本県の農水産業や県産食材に関する広い知識と、優れたノウハウが必要である。 民間事業者が持つアイデア、ノウハウ等を企画提案書等により判断の上、より優れた企画提案を示した一者と契約する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
みらいの農業振興課	令和5年度世界に届け「滋賀の幸」海外PR事業・台湾PR委託	台湾の高級百貨店等において滋賀の食材を使用したフェアの実施	令和5年5月1日 ~ 令和6年3月15日	株式会社JCプラン	6,999,960	農畜水産物と食に関する広い知識とともに、海外の食品店でのテスト販売を円滑に推進するための専門知識と技量が必要不可欠であり、民間事業者が持つアイデア、ノウハウ等を企画提案書等により判断の上、より優れた企画提案を示した者と契約する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
みらいの農業振興課	令和5年度世界農業遺産まるごと首都圏PR事業委託	首都圏の飲食店等と県内の生産者等との商談・交流の機会の創出および首都圏の飲食店等において滋賀の幸を使用したフェア等の実施	令和5年5月16日 ~ 令和6年3月22日	株式会社マイファーム	7,439,465	滋賀に対する認知度が低い首都圏において「滋賀の幸」の認知度向上、消費拡大を図るには、飲食店等での継続的な食材の利用を促す仕組みづくりと、そのきっかけとなる首都圏での効果的なPRイベントの開催を一体的に実施する必要がある。これらの実施には、マーケティングや販路拡大、情報発信等に関する専門的な知識、経験が必要であり、民間事業者が持つアイデア、ノウハウ等を企画提案書等により判断の上、より優れた企画提案を示した者と契約する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
みらいの農業振興課	令和5年度農山漁村発イノベーション等支援業務委託	農山漁村発イノベーションに関する専門家派遣、人材育成研修会の開催	令和5年5月23日 ~ 令和6年3月15日	株式会社パソナ農援隊	8,866,999	農山漁村発イノベーションの支援を実施するためには、事業者の持つ専門家と支援対象者のコーディネート力や経営改善戦略作成に対する支援能力、研修等を企画・構築する能力を企画提案書で判断の上、より優れた企画提案書を示したものに委託する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
みらいの農業振興課	食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大業務委託	県産野菜の摂取拡大イベントの開催、県産野菜等の新しい食べ方提案、飲食店メニューフェアの開催等	令和5年6月6日 ~ 令和6年3月25日	株式会社エフエム滋賀	5,227,200	野菜摂取や健康づくりに対する消費者の意識・行動変容を促進し、県産野菜の消費拡大を図るためには、訴求力が高く、効果的なPRを実施する必要がある。そのためには、民間事業者の持つ専門的なアイデア、ノウハウが必要不可欠であり、より優れた企画提案を示した事業者に委託する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
水産課	令和5年度沿整増殖場施設管理点検事業委託	増殖場の点検管理	令和5年4月3日 ~ 令和6年3月29日	公益財団法人滋賀県水産振興協会	6,363,500	増殖場を良好に機能させるためには、増殖場の状態を把握することが必要である。滋賀県水産振興協会は本施設を利用した中間育成を行っており、対象魚の生態や本施設の運営状況を常に把握している唯一の団体であるため。	2	3イ
水産課	令和5年度しがの漁業担い手ステップアップサポート事業委託	琵琶湖漁業の新規就業者を募集する研修制度の運用	令和5年4月3日 ~ 令和6年3月28日	滋賀県漁業協同組合連合会	9,950,000	当該連合会は、県全域の漁事業者で組織する団体であり、本県でも活用する国事業において制度上、受け入れ機関となりうる唯一の機関であるため。	2	3イ
水産課	令和5年度滋賀県人工河川管理運用事業委託	安曇川・姉川人工河川の運用・管理業務	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	公益財団法人滋賀県水産振興協会	33,776,000	天然親魚の放流技術や、放流量・流下ふ化仔魚数の把握に係る専門知識を有し、施設の効果的な活用によりアユ資源の安定培養を行うことができる唯一の機関であるため。	2	3イ
耕地課	令和5年度第1号永源寺ダム管理業務委託	永源寺ダムの夜間および休日・祝日等の管理業務	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	愛知川沿岸土地改良区	22,281,600	永源寺ダム貯留開始以降、昭和53年の国営管理の時から、愛知川沿岸土地改良区が当該業務を受託しており、県管理に移行した昭和58年度において、他に委託できる者がいないと判断し、管理委託に関する協定を締結しているため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
耕地課	令和5年度標準積算システム運用保守管理業務委託	標準積算システムの運用保守管理業務	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	一般社団法人農業農村整備情報総合センター	6,886,000	本県の農業農村整備事業は国庫補助事業が主要であり、農林水産省開発の当システムにて事業費の積算業務を行っている。当システムを保守管理できるのは農林水産省からシステムの使用許諾を受けた唯一の機関である一般社団法人農業農村整備情報総合センターの他にないため。	2	3イ
農村振興課	令和5年度第1号滋賀地区ため池調査点検支援業務委託	防災重点ため池の現地調査・点検・支援業務	令和5年5月10日 ~ 令和6年3月19日	滋賀県土地改良事業団体連合会	11,330,000	本業務では、防災重点ため池の現地調査・点検や管理状況を確認、その結果を踏まえた施設管理者への指導や研修の開催、データベースの整備を行うものであるが、本業務を遂行するためには、ため池に関するデータシステムを有するとともに、県内のため池の状況や防災対策手法等を熟知し関係市町との調整力を有している必要がある。滋賀県土地改良事業団体連合会は、これまでから県が調査してきた各種ため池のデータを管理する「ため池防災支援システム」を有するとともに、市町との深い信頼関係を有し、ため池に関する専門技術を有する唯一の団体であるため。	2	3イ
農村振興課	令和5年度しがのふるさと応援隊事業業務委託	農山村におけるワークショップ・体験講座の企画実施、および魅力発信	令和5年5月19日 ~ 令和6年3月15日	ランドブレイン株式会社大阪事務所	5,017,555	当業務は若い世代を対象に農山村での地域活動や課題解決のワークショップ等の体験講座を企画、実施するとともに、訴求力の高い動画等により活動の内容や地域の魅力の情報発信を合わせて実施するものである。これには民間事業者の専門的な企画力・技術力・ノウハウを最大限生かすことが効果的であるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
東近江農業農村振興事務所	東近江地区農業用ため池劣化状況評価業務委託	東近江地区農業用ため池劣化状況評価業務	令和5年6月14日 ~ 令和6年3月15日	滋賀県土地改良事業団体連合会	8,470,000	「ため池管理保全法」および「ため池工事特措法」において、県が行うため池管理者等への技術的な指導・助言その他の援助に対する協力団体として規定され、これまでから県が調査してきた「ため池データベース」を所有するとともに、地域防災を担う市町との信頼関係を有する唯一の団体であるため。	2	3イ
東近江農業農村振興事務所	県営尻無北部地区換地処分等事務委託	県営尻無北部地区換地処分等	令和5年6月19日 ~ 令和6年3月22日	尻無北部土地改良区	6,900,000	換地の総合的な調整を行うことができるとともに、地元の実情に精通している唯一の機関であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
大津・南部農業農 村振興事務所	大津・南部地区ため 池劣化状況評価業 務委託	大津・南部地区ため池 劣化状況評価業務	令和5年6月12日 ~ 令和6年3月15日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	5,830,000	「ため池管理保全法」および「ため池工事特措 法」において、県が行うため池管理者等への技 術的な指導・助言その他の援助に対する協力団 体として規定され、これまでから県が調査してき た「ため池データベース」を所有するとともに、地 域防災を担う市町との信頼関係を有する唯一の 団体であるため。	2	3イ